

# 大町町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成 2 9 年 4 月

大町町

# 目 次

<b>第 1 章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 目的 .....	1
2 計画期間 .....	1
3 対象範囲 .....	1
4 対象となる温室効果ガス .....	1
<b>第 2 章 温室効果ガス排出量の目標</b> .....	<b>2</b>
1 方針 .....	2
2 目標 .....	3
<b>第 3 章 取組内容</b> .....	<b>4</b>
1 職員共通の取組 .....	4
2 庁舎・施設管理等での取組 .....	5
3 担当課の取組 .....	6
<b>第 4 章 計画の進行管理</b> .....	<b>7</b>
1 推進体制 .....	7
2 進行管理の仕組み .....	7

## 参考資料

- 1 対象組織・施設等一覧

## 別紙

- 1 エコチェックシート
- 2 エネルギー使用量調査票
- 3 所属活動報告書

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 目的

大町町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、町施設等の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「大町町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「実行計画」という。）を策定し、取組を推進していきます。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第1項(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 2. 計画期間

平成29年度から平成33年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成27年度とします。

## 3. 対象範囲

実行計画の対象範囲は、大町町役場の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料参照）。

## 4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）として取組を推進していきます。

## 第2章 温室効果ガス排出量の目標

### 1. 方針

大町町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

#### 基本理念

大町町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育てていくために、大町町では、「大町町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進します。

#### 基本方針

##### 1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

##### 2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

##### 3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成29年4月1日 大町町長 水川一哉

## 2. 目標

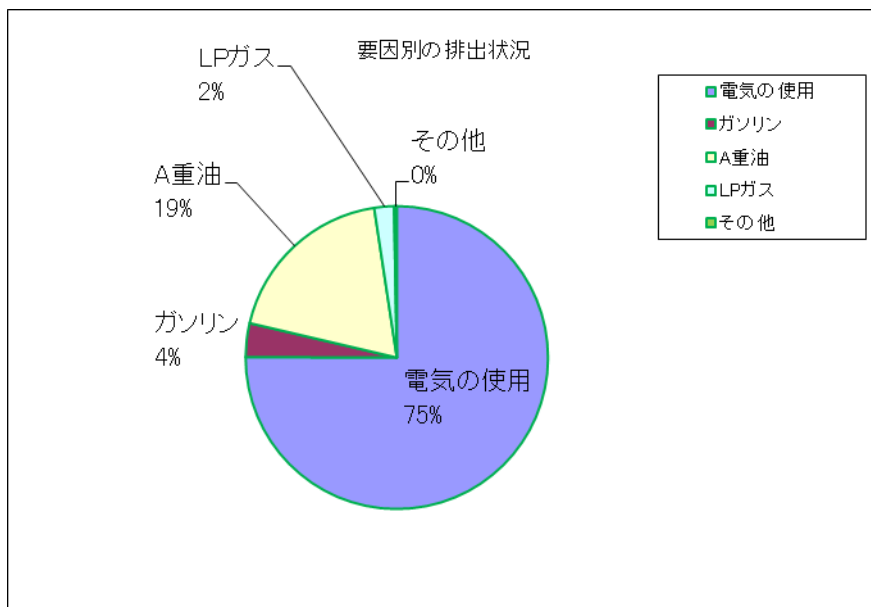
大町町は、計画期間中に、町施設等から出る温室効果ガス総排出量を、平成33年度までに、3%削減します（平成27年度を基準とします）。

<b>目 標</b>	<b>計画期間中の温室効果ガス総排出量を3%削減します。</b>
------------	----------------------------------

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

基準年度の温室効果ガス排出量及び目標排出量

項目	単位	基準年度（平成27年度）			目標量	
		使用量	排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg)	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg)
ガソリン	ℓ	10,011	2.322	23,246	9,711	22,549
灯油	ℓ	218	2.489	543	211	525
軽油	ℓ	489	2.585	1,264	474	1,225
A重油	ℓ	45,200	2.710	122,492	43,844	118,817
LPガス	m <sup>3</sup>	2,300	5.968	13,726	2,231	13,314
電気使用量	kWh	953,487	0.509	485,325	924,882	470,767
計				646,595		627,197



## 第3章 取組内容

### 1. 職員共通の取組

実行計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

#### 【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度・湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
給排水・給湯	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ エコドライブの推進

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

#### 【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 不用意なゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
物品購入	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
	・ グリーン購入の推進

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

## 2. 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の清掃などでも効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

### 【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ フィルター等の清掃
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

### 【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・ 空調機設備の起動時刻の適正化
給排水・給湯	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・ 給湯温度・水量の適正化
その他	・ 庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

### 【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
照明	・ LED照明への更新

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

### 【再生可能エネルギーに関する取組】

項目	取組内容
再生可能エネルギー	・ 太陽光発電の導入・運用

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

### 3. 担当課の取組

担当課は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みも検討していきます。

① 職員等の意識啓発活動の推進

職員等に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。担当課は、職員向け説明会や研修会、関連するポスター等の掲示、など、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

② 活動実績のとりまとめと公表

担当課は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、定例課長会議等で報告する。また、担当課は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民にわかりやすい形で公表します。

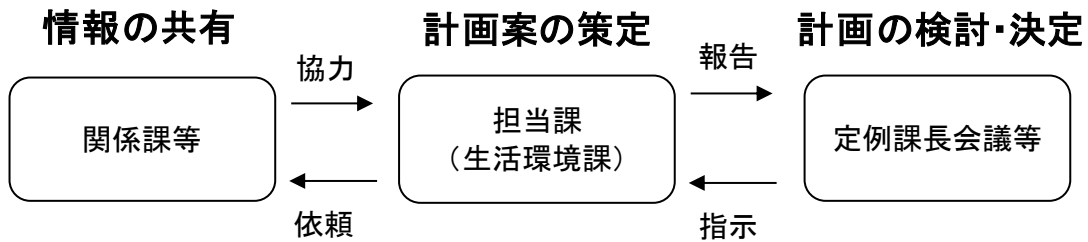


## 第4章 計画の進行管理

### 1. 推進体制

実行計画は、次の体制で実施します。

推進体制図

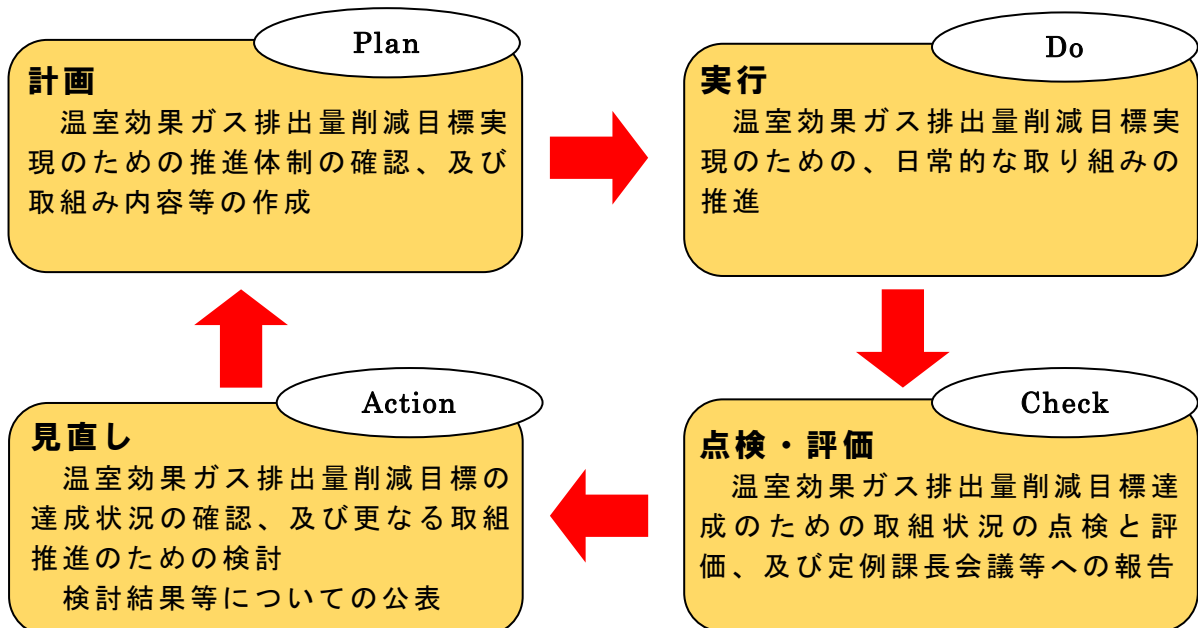


実行計画案の作成を担当課が関係各課等と連携しながら実施し、定例課長会議等に議案として報告・協議を行うことにより、庁内合意形成を図ります。

### 2. 進行管理の仕組み

実施計画の仕組みは次のとおりです。

進行管理の仕組み図



## ①計画（Plan）

課長等は、温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び取組の励行等について職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。

## ②実行（Do）

職員等は、課長等の指示に基づき、事務執行の際に別紙1「エコチェックシート」のチェック項目に示された事項を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務める。

また、半年に1回取組状況を「エコチェックシート」の点検結果に入力し、課長補佐・施設長等に提出する。

## ③点検・評価（Check）

### 【課長補佐・施設長等の実施事項】

課長補佐・施設長等は、提出された「エコチェックシート」を取りまとめ、課長等に報告する。

また、年に1回所属課（施設）のエネルギー使用量を別紙2「エネルギー使用量調査票」に入力し、課長等に報告する。

### 【課長等の実施事項】

課長等は、半年に一回課長補佐・施設長等からの「エコチェックシート」の報告を踏まえて、課内の取組を総括し、別紙3「所属活動報告書」を担当課に提出する。

また、「エネルギー使用量調査票」を確認し、温室効果ガス排出量の削減状況等の評価を行い、年に1回担当課に提出する。

### 【担当課の実施事項】

担当課は、課長等から提出された「所属活動報告書」を取りまとめて、活動総括報告書を作成し、定例課長会議等に報告する。

また、「エネルギー使用量調査票」に基づき、町施設等全体の集計を行い、温室効果ガス排出量の状況をとりまとめ、定例課長会議等に報告する。

## ④見直し（Action）

担当課長は、担当課からの報告を踏まえて、関係課等における実行計画の進捗状況を総括し、年に1回定例課長会議で報告する。

担当課は、定例課長会議等での検討・決定事項を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

## ⑤実績の公表

担当課は、定例課長会議等の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年1回、措置及び施策の実施状況について、住民にわかりやすい形で公表する。

## 参考資料 対象組織・施設等一覧

- ・本庁舎
- ・大町保育園
- ・道路照明灯
- ・放課後児童クラブ
- ・ひじり学園
- ・大町町公民館
- ・給食センター
- ・総合福祉保健センター
- ・町民グラウンド
- ・大町町スポーツセンター
- ・大町町営テニスコート
- ・弓道場
- ・町民健康広場
- ・上水道施設
- ・老人福祉センター
- ・情報プラザ
- ・庁用車
- ・公園等